

**平成 22 年度**

**－公共測量－ 作業規程の準則の一部改正**

## **目 次**

### **新旧対照表**

作業規程の準則目次

改正	旧	コメント
<p>作業規程の準則目次</p>	<p>作業規程の準則目次</p>	
<p>第3編 地形測量及び写真測量</p>	<p>第3編 地形測量及び写真測量</p>	
<p>第2章 現地測量</p>	<p>第2章 現地測量</p>	
<p>第2章 現地測量</p> <p>第1節 要旨 (第83条—第87条)</p> <p>第2節 作業計画 (第88条)</p> <p>第3節 基準点の設置 (第89条)</p> <p>第4節 細部測量 (<u>第90条</u>)</p> <p>第1款 <u>TS点の設置 (第91条—第94条)</u></p> <p>第2款 <u>地形、地物等の測定 (第95条—第98条)</u></p> <p>第5節 数値編集 (<u>第99条・第100条</u>)</p> <p><u>第6節 補備測量 (第101条)</u></p> <p><u>第7節 数値地形図データファイルの作成 (第102条)</u></p> <p><u>第8節 品質評価 (第103条)</u></p> <p><u>第9節 成果等の整理 (第104条・第105条)</u></p>	<p>第2章 現地測量</p> <p>第1節 要旨 (第83条—第87条)</p> <p>第2節 作業計画 (第88条)</p> <p>第3節 基準点の設置 (第89条)</p> <p>第4節 細部測量</p> <p>第1款 <u>TS等による細部測量 (第90条—第92条)</u></p> <p>第2款 <u>RTK—GPS法を用いる細部測量 (第93条・第94条)</u></p> <p>第3款 <u>ネットワーク型RTK—GPS法を用いる細部測量 (第95条・第96条)</u></p> <p>第4款 <u>TS等及びRTK—GPS法を併用する細部測量又はTS等及びネットワーク型RTK—GPS法を併用する細部測量 (第97条—第99条)</u></p> <p>第5節 数値編集 (<u>第100条・第101条</u>)</p> <p>第6節 数値地形図データファイルの作成 (第102条)</p> <p>第7節 品質評価 (第103条)</p> <p>第8節 成果等の整理 (第104条・第105条)</p>	
<p>第5章 修正測量</p>	<p>第5章 修正測量</p>	
<p>第5章 修正測量</p> <p>第1節 要旨 (第221条—第224条)</p> <p>第2節 作業計画 (第225条)</p> <p>第3節 予察 (第226条)</p> <p>第4節 修正数値図化</p> <p>第1款 空中写真測量による修正数値図化 (第227条・第228条)</p> <p>第2款 TS等を用いる修正数値図化 (第229条・第230条)</p> <p>第3款 <u>キネマティック法による修正数値図化 (第231条・第232条)</u></p> <p>第4款 <u>RTK法による修正数値図化 (第233条・第234条)</u></p> <p>第5款 <u>ネットワーク型RTK法による修正数値図化 (第235条・第236条)</u></p> <p>第6款 既成図を用いる方法による修正数値図化 (第237条—第239条)</p> <p>第7款 他の既成データを用いる方法による修正数値図化 (第240条—第242条)</p>	<p>第5章 修正測量</p> <p>第1節 要旨 (第221条—第224条)</p> <p>第2節 作業計画 (第225条)</p> <p>第3節 予察 (第226条)</p> <p>第4節 修正数値図化</p> <p>第1款 空中写真測量による修正数値図化 (第227条・第228条)</p> <p>第2款 TS等による修正数値図化 (第229条・第230条)</p> <p>第3款 <u>RTK—GPS法を用いる修正数値図化 (第231条・第232条)</u></p> <p>第4款 <u>ネットワーク型RTK—GPS法を用いる修正数値図化 (第233条・第234条)</u></p> <p>第5款 <u>TS等及びRTK—GPS法を併用する修正数値図化又はTS等及びネットワーク型RTK—GPS法を併用する修正数値図化 (第235条・第236条)</u></p> <p>第6款 既成図を用いる方法による修正数値図化 (第237条—第239条)</p> <p>第7款 他の既成データを用いる方法による修正数値図化 (第240条—第242条)</p>	

<p>第5節 現地調査（第243条）  第6節 修正数値編集（第244条—第246条）  第7節 数値地形図データファイルの更新（第247条）  第8節 品質評価（第248条）  第9節 成果等の整理（第249条・第250条）</p>	<p>第5節 現地調査（第243条）  第6節 修正数値編集（第244条—第246条）  第7節 数値地形図データファイルの更新（第247条）  第8節 品質評価（第248条）  第9節 成果等の整理（第249条・第250条）</p>	
<p><b>第7章 航空レーザ測量</b></p>	<p><b>第7章 航空レーザ測量</b></p>	
<p>第7章 航空レーザ測量  第1節 要旨（第274条—第276条）  第2節 作業計画（第277条）  第3節 <u>固定局</u>の設置（第278条・第279条）  第4節 航空レーザ計測（第280条—第284条）  第5節 調整用基準点の設置（第285条・第286条）  第6節 三次元計測データの作成（第287条—第294条）  第7節 オリジナルデータの作成（第295条・第296条）  第8節 グラウンドデータの作成（第297条—第300条）  第9節 グリッドデータの作成（第301条—第303条）  第10節 等高線データの作成（第304条・第305条）  第11節 数値地形図データファイルの作成（第306条）  第12節 品質評価（第307条）</p>	<p>第7章 航空レーザ測量  第1節 要旨（第274条—第276条）  第2節 作業計画（第277条）  第3節 <u>GPS基準局</u>の設置（第278条・第279条）  第4節 航空レーザ計測（第280条—第284条）  第5節 調整用基準点の設置（第285条・第286条）  第6節 三次元計測データの作成（第287条—第294条）  第7節 オリジナルデータの作成（第295条・第296条）  第8節 グラウンドデータの作成（第297条—第300条）  第9節 グリッドデータの作成（第301条—第303条）  第10節 等高線データの作成（第304条・第305条）  第11節 数値地形図データファイルの作成（第306条）  第12節 品質評価（第307条）</p>	